

一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 10 月 24 日～平成 30 年 6 月 30 日までの 3 年間
2. 内容 目標：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 平成 28 年 11 月～ 制度内容等についてメール等により社員に周知
- 平成 28 年 11 月～ 役員、管理職を対象とした研修の実施